

既設の浄化槽の補助金



「毎年、法定検査を受けるから、検査費用が生じる」 → 浄化槽維持管理費補助金

※ 検査費用は、浄化槽法第11条に規定する検査を指し、浄化槽法第7条に規定する検査は該当しません。

【対象区域】：「浄化槽整備区域」又は「下水道の整備がされていない区域」

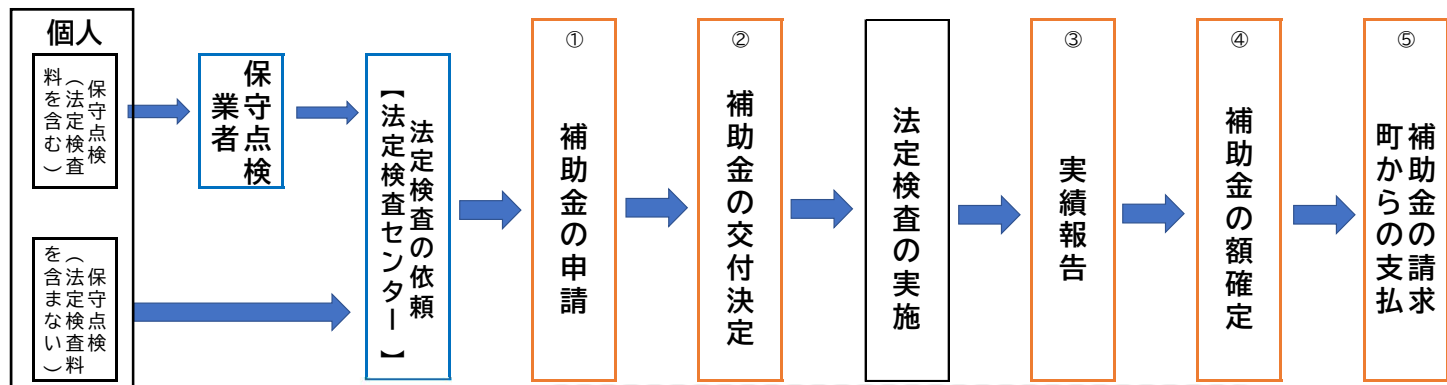
【補助金額】：法定検査に係る手数料（6,000円）

【留意事項】

※1 下水道の整備がされていない区域であっても、公共下水道が供用開始となりましたら、翌年度から補助金の対象外となります。

※2 手続等の一切について業者等（保守点検業者又は法定検査センター）へ委任することで、金銭のやり取りや事務負担を軽減できます。一方で、委任状の提出が無い場合、補助金の手続きは個人が行うこととなります。

補助金を受取るまでの流れ



補助金に関する一切のこと（手続き、請求受領）を業者等に委任できるので、浄化槽管理者（個人）から業者等への支払いは発生しません。

※委任を希望する場合は、業者等にお話しいただくか、下水道課へご相談ください。



Q1 保守点検業者と既に保守契約の更新を行いました。法定検査手数料が契約額に含まれていますが、今回の補助金でどのようになるのでしょうか？

A 委任状を提出いただくことで、補助金の受取りも委任することになりますので、法定検査手数料は請求されません。

Q2 委任状は毎年度提出するのでしょうか？

A 委任状の提出は、補助金申請の初年度のみです。ただし、保守点検業者が変更となった場合は改めて提出いただきます。

Q3 法定検査センターから、受検依頼の通知が毎年届きますが、委任状を提出したので、手続きは不要になりますか？

A 委任状は、補助金に関するものとなりますので、引き続き、法定検査に関する手続きは必要となります。

お問合せ先：美里町役場下水道課

電話 0229-33-2193